

指定（介護予防） 玄々堂亀田の郷
訪問看護ステーション

重要事項説明書

社会福祉法人 佐貫会

指定（介護予防）訪問看護ステーション 重要事項説明書

< 2021年10月現在 >

当事業所はご利用者に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1、事業者概要

事業者名称 社会福祉法人佐貫会
所在地 千葉県富津市亀田445-1
代表者 理事長 池田 重雄
電話番号 0439-27-0850
FAX番号 0439-27-0851

2、事業の目的と運営方針

(事業の目的)

- (1) 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ることを目的とします。
- (2) 指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図ることを目的とします。

(運営の方針)

- (1) 訪問看護サービスの提供にあたっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。
- (2) 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。
- (3) 訪問看護師は、玄々堂亀田の郷定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護職員として兼務し、その事業の提供も行うものとする。
- (4) 事業は、玄々堂亀田の郷定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営されます。

3、事業所の内容

(1) 事業所の概要

事業所名 玄々堂亀田の郷 訪問看護ステーション
所在地 千葉県富津市亀田445-1
介護保険事業所番号 1261290063
管理者名 和田 寛子
電話番号 0439-27-0850
FAX番号 0439-27-0851

サービス提供地域 富津市・君津市

(2) 事業所の従業員体制 (従業員配置)

管理者 : 1名 常勤

(職務内容)

- 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。
- 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。
- 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

看護職員 : 2. 5名以上(常勤換算) 内常勤1名以上

(職務内容)

- 1 訪問看護計画書・訪問看護報告書の作成(准看護師を除く)
- 2 訪問看護サービスの提供

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 相当数 ※必要に応じて雇用

(職務内容)

訪問看護師の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行う。

4、当事業所が提供するサービス

(1) 訪問看護計画の作成

主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問介護サービスの提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

具体的な訪問看護の内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5、利用料金について

別紙料金表の通り。

6、サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供にあたり、担当の訪問看護師を決定いたします。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替

- ① ご契約者からの交替の申し出で選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。
- ② 事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。
訪問看護師を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

- ① 定められた業務以外の禁止
契約者は「4. 具体的な訪問看護の内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- ② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- ③ 備品等の使用
訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① ご契約者もしくはその家族などからの金銭又は高価な物品の授受
- ② ご契約者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ③ ご契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他ご契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

7、緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

対応可能時間：24時間対応可能な体制を確保しております。

ご利用者様 緊急連絡先

医療機関 _____ 電話番号（ _____ ）

主治医 _____

ご家族等 _____ 続柄（ _____ ）

電話番号（ _____ ）（ _____ ）

8、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、居宅介護支援事業者、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9、協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

〈協力医療機関〉

- ・名称 : 医療法人新都市医療研究会「君津」会 玄々堂君津病院
- ・住所 : 千葉県君津市東坂田4-7-20
- ・電話 : 0439(52)2366

10、守秘義務

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11、苦情及び相談窓口

- (1) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、下記の管理者が窓口となり対応します。

管理者 : 和田 寛子

受付時間 : 月～土曜日 9時00分～17時00分

0439-27-0850 (玄々堂亀田の郷 代表電話)

- (2) 当事業者以外に、下記の公的機関にて苦情申し立て等を行うことができます。

- ・富津市役所 介護保険担当課 : 0439-80-1262
- ・君津市役所 介護保険係 : 0439-56-1581
- ・千葉県国民健康保険団体連合会 : 043-254-7428

12、損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害賠償については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

13、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

1 4、虐待防止について

事業者は人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施を行います。
- ② ご利用者及び家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- ③ 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境作りに努めるほか、自ら必要な措置を講じます。

1 5、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 6、サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

ご説明日 年 月 日

指定（指定介護予防）訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。これを証明するため本書2通を作成し、署名捺印のうえ、各自1通ずつ所持するものとします。

事業所名 玄々堂亀田の郷 訪問看護ステーション

介護保険事業所番号 1 2 6 1 2 9 0 0 6 3

所在地 〒293-0057 千葉県富津市亀田4 4 5 - 1

管理者 和田 寛子 印

説明者 _____ 印

私は、本書面により、玄々堂亀田の郷訪問看護ステーションから指定（指定介護予防）訪問看護サービスの利用に際し、重要事項の説明を受け、その内容を確認し同意します。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____

ご家族 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄) _____

代理人 住所 _____

・

後見人 氏名 _____ 印 (続柄) _____

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる。

